# 平成21年度第2回広島県動物愛護管理推進協議会次第

日時:平成22年1月21日(木)

 $15:00\sim17:00$ 

場所:県庁東館8階

802会議室

- 1 開会挨拶
- 2 議 題
  - (1) 動物愛護推進員の委嘱について
  - (2) 犬及びねこの引取り方法の見直し(所有権放棄の有料化)について
  - (3) その他
- 3 閉会挨拶

# 出 席 者 名 簿

	区分	所属	役職名	氏	名
1	学識経験者	県立広島大学保健福祉学部	教授	田丸	政 男
		鳥取大学農学部	獣医臨床教授	福本	幸夫
2	獣医師会	社団法人広島県獣医師会	常務理事	山 下 (欠	-
3	関係業界団体	広島県ペットショップ連合会	会長	沖 本	秀和
4	動物愛護団体	社団法人日本愛玩動物協会 広島県支部	事務局長	(代 宮 崎	理) 誠
5	研究機関	広島県立総合技術研究所 保健環境センター	センター長	日原	康生
6	地域住民	財団法人広島県環境保健協会	地域活動支援センター次長	(代 哲 木	理) 稔
7	関係行政機関	広島県健康福祉局保健医療部 生活衛生課食品衛生室	室長	仲 本	典 正
		広島県動物愛護センター	所長	長谷川	俊治
		広島市動物管理センター	所長	城仙	哲宣
		呉市動物愛護センター	所長	菅 原	榮 治
		福山市動物愛護センター	所長	佐藤	隆司

#### 資料 1

## 1 動物愛護推進員の委嘱について

目的:動物愛護推進員を委嘱することによって、地域に根ざした動物の愛護や適正飼養の 活動を推進する。

#### [広島県案]

#### I 方針

動物愛護管理推進計画では、地域における動物愛護の中心的役割を果たす動物愛護推進員の活動が明記されており、平成22年度を目途としてその推進員の委嘱を行う。

## Ⅱ 推進員委嘱案

- 1 事業担当部署
  - 健康福祉局保健医療部生活衛生課食品衛生室
- 2 委嘱対象
  - ・ 広島県内に居住している(広島市, 呉市, 福山市を除く)満20才以上の者 (理由)・3市とも市毎に推進員を委嘱することから,混乱を避けるためにも3市は除くこと とする。
  - ・ 協議会構成団体からの推薦による(各協議会構成団体から市町に偏りがないように推薦, 推薦書及び写真の提出)
  - (理由)・動物の愛護及び適正な飼養の推進に関して識見を有している。
    - ・様々な団体から選考でき、公募に準じた選考の形式をとれる。
    - ・各都道府県市でも同様の方法により委嘱している(委嘱済自治体の44%)。
    - ・現在でも、協議会構成団体は行政の動物愛護管理施策に協力してもらっている。
- 3 委嘱人数
  - 40名程度
  - ・ 可能な限り1市町1名以上(広島市, 呉市, 福山市を除く11市9町)
- 4 委嘱期間
  - 2年間とする
- 5 活動範囲
  - ・ 広島県内(広島市, 呉市, 福山市を除く)
- 6 活動内容
  - ・ 相談への対応(動物の所有者, 町内会, 住民の求めに応じて) 犬・ねこ等の不妊去勢に関する助言, 犬・ねこ等の譲渡の斡旋等の支援, 犬・ねこ等の 適正な飼養に関する助言等(必要に応じて, 動物愛護センターを紹介)
  - 普及啓発

各種啓発リーフレットの配布,ポスターの掲示,地域啓発イベントの開催や講演,町内会や住民への啓発等(動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発,動物の所有者確認のための標識等の普及啓発,人と動物の共通感染症に関する正しい知識の普及啓発等)

・ 動物の愛護と適正な飼養の推進のために行政が行う施策への協力等 動物愛護のつどい等の動物愛護週間行事への参加・協力,地域での啓発イベントへの参加・協力等

#### 7 委嘱経費

- ・ 委嘱料は無し(完全なボランティアとして活動)
- ・ 研修会等にかかる旅費も支給しない、推進員への傷害保険の加入も無しとする

- ・ 予算は研修会等における講師への旅費, 通信費のみとする
- 8 研修会(年1回開催)
  - ・ 年1回,推進員の研修会を実施し,資質の向上に努めるとともに問題点の把握・解決に 努める。
  - ・ 委嘱開始初年度は4月に県庁で委嘱式と併せて開催
  - ・ 2年目以降は毎年7~8月頃に県庁で開催
  - ・ 2年目以降の内容は講演に加えて活動報告からの意見、問題点の協議を行う
- 9 報告
  - ・ 年1回4月30日までに前年度活動内容を県知事に報告
  - ・ 取りまとめて協議会, 研修会において問題点を協議
- 10 広報
  - ・ 県,動物愛護センターのHP等による周知
  - ・ 各構成団体からの周知
- 11 その他
  - ・ 動物愛護管理推進協議会において活動報告からの問題点等を協議,今後の取り組み等の 検討
  - ・ 推進員委嘱後は、HP上に市町名、委嘱人数を掲載(問い合わせがあれば紹介することとする)
  - ・ 推進員間の連携のために、了解が得られれば推進員名簿を作成、配布
- 12 設置要綱 (別紙省略)

#### Ⅲ タイムスケジュール

・平成21年9月~ 委嘱対象,委嘱人数,活動内容の検討

動物愛護推進員設置要綱の検討

・平成21年10月 推進員制度に係る必要予算の計上

・平成22年1月 関係団体等と調整

動物愛護推進員設置要綱の策定

・平成22年2月 関係団体からの推薦

・平成22年4月~ 動物愛護推進員の委嘱開始,研修会実施(委嘱式を兼ねる)

## 資料 2

## 2 犬及びねこの引取り方法の見直し(所有権放棄の有料化)について

目的:犬及びねこの引取り方法を見直すことによって、飼い主が安易に犬及びねこを手放すことを防止し、飼い主責任の自覚を促す。さらに、飼い主に動物の終生飼養の必要性を認識させる。

#### [広島県案]

#### I 方針

平成23年度を目途に、飼い主が安易に犬及びねこを手放すことを防止し、飼い主責任の 自覚を促すために所有権放棄を有料化することとし、その実施方法について検討し、引取り方 法を見直す。

## Ⅱ 実施方法

- 1 有料化の方針の決定(協議会による承認)
- 2 有料化するにあたり手数料額、徴収方法、徴収事務の委託方法の検討
- 3 (2に関連して)引取り方法(定時定点)の見直し 手数料徴収により引取り時間延長→定点の削減が必要→削減対象定点の選定 (→将来的には全面廃止?)
- 4 引取方法の見直しにあたり業者, 市町との調整
- 5 手数料条例の改正案の上程
- 6 定点削減,所有権放棄有料化の周知

#### Ⅲ タイムスケジュール

- ・平成 21 年 9 月~ 削減対象定点の選定,手数料額,徴収方法,徴収事務の委託方法の検 討
- ・平成22年1月~ 有料化方針の承認,定点削減について業者,市町との調整
- ・平成22年9月 議会上程,周知方法の検討
- ・平成 22 年 12 月~ 平成 23 年 4 月実施に向けて周知
- ・平成23年4月 定点削減,有料化実施